

## ひだか漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年2月27日

協定認定日 令和6年3月27日

(協定変更認定日 令和7年9月17日)

### (目的)

第1条 本協定は、ひだか漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

### (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	ひだか漁協地区地先海面	こんぶ	採りこんぶ漁業
(2)	ひだか漁協地区地先海面	たこ	たこ空釣り縄漁業 たこ函漁業
(3)	ひだか漁協地区地先海面	なまこ	けた曳網漁業
(4)	ひだか漁協地区地先海面	かれい類、ひらめ	かれい固定式刺し網漁業
(5)	ひだか漁協地区地先海面	ほっきがい	小型機船底曳網漁業
(6)	ひだか漁協地区地先海面	さけ・ます、くろまぐろ、すけとうだら	春定置網漁業
(7)	ひだか漁協地区地先海面	さけ、くろまぐろ	秋定置網漁業
(8)	北海道沖合海域	するめいか	いか釣り漁業 (5トン以上船、5トン未満船)

### (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

こんぶ 北海道資源管理方針別紙3-58 みついしこんぶ北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

たこ 北海道資源管理方針別紙3-18 みずだこ北海道海域、別紙3-19やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性

なまこ 北海道資源管理方針別紙3-50 なまこ類北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

- かれい類 北海道資源管理方針別紙3-4 まがれい道南太平洋海域、別紙3-5 そうはち道南太平洋海域、別紙3-6 まつかわ北海道～常盤以北太平洋海域に定める資源管理の方向性
- ひらめ 別紙3-7 ひらめ北海道(日本海～津軽海峡海域)に定める資源管理の方向性
- ほっきがい 北海道資源管理方針別紙3-53 うばがい(ほっきがい)北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
- さけ 北海道資源管理方針別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域に定める資源管理の方向性
- さくらます 北海道資源管理方針別紙3-2 さくらます(日本系)に定める資源管理の方向性
- ます 北海道資源管理方針別紙3-3 からふとます(日本系)に定める資源管理の方向性
- くろまぐろ 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-1 くろまぐろ(大型魚)、別紙2-2 くろまぐろ(小型魚)に定める目標
- すけとうだら 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-8 すけとうだら太平洋系群に定める目標
- するめいか 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-12 するめいかに定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	<p><b>【採りこんぶ漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業期間の10%以上を休漁(漁獲努力量制限)</li> </ul> <p>その他の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旗揚げ操業の実施</li> <li>・雑海藻駆除</li> <li>・みずこんぶの採取禁止</li> </ul>
(2)	<p><b>【たこ空釣り縄漁業及びたこ函漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業期間の10%以上を休漁(たこ空釣り縄漁業については、漁具を設置しない期間を休漁とする)〈漁獲努力量制限〉</li> </ul> <p>その他の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3kg未満のみずだこの海中還元</li> </ul>
(3)	<p><b>【けた曳網漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業期間の10%以上を休漁(漁獲努力量規制)</li> </ul>

	<p>その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なまこ個体 70g未満の海中還元</li> </ul>
(4)	<p><b>【かれい固定式刺し網漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業期間の 10%以上を休漁（漁獲努力量制限）</li> </ul> <p>その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体長 15 cm未満のマガレイ、ソウハチ及び体長 30 cm未満のマツカワが一網あたり 20%以上漁獲された場合には、局所的漁獲圧力を制限するため、漁場を移動する。</li> <li>・全長 35cm 未満のまつかわの海中還元</li> </ul>
(5)	<p><b>【小型機船底曳網漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業期間の 10%以上を休漁（漁獲努力量制限）</li> </ul> <p>その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けた網の長さ1.5m以内（使用漁具規制）</li> <li>・殻長 7.5cm 未満のほっきがい海中還元</li> <li>・漁獲許容量の設定</li> </ul>
(6)	<p><b>【春定置網漁業】</b></p> <p>《さけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月 29 日から 7 月 31 日までの休漁（漁獲努力量規制）</li> </ul> <p>《くろまぐろ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。</li> <li>・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第 31 条第 2 項の規定に基づき知事が行う公表・助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする</li> </ul> <p>〈強度な資源管理〉</p> <p>《すけとうだら》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他地区との調整を踏まえ、協定管理委員会が別途定める本協定参加者の漁獲上限（以下、「配分量」という。）を遵守する。</li> </ul> <p>なお、本協定参加者による漁獲量の合計が、配分量の 90%を超えたときは、協定管理委員会の指示に従い、操業の自粛等の措置を講ずる</p> <p>その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全長 35cm 未満のまつかわの海中還元</li> </ul>
(7)	<p><b>【秋定置網漁業】</b></p> <p>《さけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道が定めるふ化放流計画の放流尾数を確保するために必要な「再生産親魚の河</li> </ul>

	<p>川遡上数」を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、協定管理委員会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。〈漁具規制〉</li> </ul> <p>《くろまぐろ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道くろまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くろまぐろ(大型魚)漁業の資源管理協定を遵守する。</li> <li>・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第 31 条第 2 項の規定に基づき知事が行う公表・助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。〈強度な資源管理〉</li> </ul>
(8)	<p><b>【いか釣り漁業】</b></p> <p>《するめいか》</p> <p>(5トン以上船)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量がするめいかを採捕する漁業に配分された漁獲可能量の9割に達した後においては、当該到達した翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとし、消化率が9割5分を超えた時には操業を停止する。</li> </ul> <p>ただし、国からの留保からの追加配分や他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。(強度な資源管理)</p> <p>(5トン未満船)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道するめいかを採捕する漁業に配分された漁獲可能量の9割に達した後においては、当該到達した翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとするものとし、消化率が9割5分を超えた時には操業を停止する。</li> </ul> <p>ただし、国からの留保分からの追加配分や他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。(強度な資源管理)</p>

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
  - 3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。
  - 4 第1項の履行確認においては、前条の取組について漁業の種類ごとにそれぞれ次表に掲げた証拠書類を元に確認することとし、その他の取り組みについては当該取り組みを確実に履行し

た旨を確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	<b>【採りこんぶ漁業】</b> 資源管理の状況等報告書または漁協水揚伝票
(2)	<b>【たこ空釣り縄漁業及びたこ函漁業】</b> 資源管理の状況等報告書または漁協水揚伝票
(3)	<b>【けた曳網漁業】</b> 資源管理の状況等報告書または漁協水揚伝票
(4)	<b>【かれい固定式刺し網漁業】</b> 資源管理の状況等報告書または漁協水揚伝票
(5)	<b>【小型機船底曳網漁業】</b> 資源管理の状況等報告書または漁協水揚伝票
(6)	<b>【春定置網漁業】</b> <<さけ>> 漁協伝票 <<くろまぐろ>> 漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、 放流の動画又は写真 <<すけとうだら>> 漁業法第 30 条に基づくTAC報告、協定履行確認書、TAC報告確認書
(7)	<b>【秋定置網漁業】</b> <<さけ>> 捕獲、採卵実績が分かる資料及び証明書 親魚確保のための措置の実施が確認できる資料 <<くろまぐろ>> 漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、 放流の動画又は写真
(8)	<b>【いか釣り漁業】</b> (5トン以上船、5トン未満船) <<するめいか>> 漁業法第 30 条に基づくTAC報告書

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法(昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。)第 30 条第1項、

第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理基本方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。
- 3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本拠地及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第 9 条 ひだか漁協協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、ひだか漁協協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、ひだか漁協協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者はひだか漁協協定管理委員会に対して脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、ひだか漁協協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年2月27日から令和11年2月26日まで)とする。

(議決権及び決議)

第 11 条 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領等の制定、変更及び廃止等の本協定の決議は、ひだか漁協協定管理委員会の決議によるものとし、ひだか漁協協定管理委員会の委員(以下、「協定管理委員」という。)の3分の2の同意をもって行うものとする。

(協定管理委員会の設置)

第 12 条 本協定を円滑に実施するため、ひだか漁協協定管理委員会を設置する。

2 協定管理委員は、20名以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。

3 協定管理委員会の事務局は、ひだか漁業協同組合に設置するものとする。

(ひだか漁協協定管理委員会の機能及び経費負担)

第 13 条 ひだか漁協協定管理委員会、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標達成のための具体的な取り組みの履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続きを経たものに限る。)に関する事務

三 その他本協定の手続きにおいてひだか漁協協定管理委員会に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)

2 ひだか漁協協定管理委員会は本協定の手続きを経た事項については、すべての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 ひだか漁協協定管理委員会は第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

4 協定にかかる事務手続き及び報告については、ひだか漁業協同組合が処理するものとする。

(その他)

第 14 条 本協定に定めない事項については、ひだか漁協協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年2月27日から施行する。

附 則

本協定は、令和7年9月17日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙のとおり